

令和6年12月

第13回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年12月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

10番 雨貝 洋子

出席農業委員会事務局職員

農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 査	大野 敏寿

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認に

- について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 5号 現況証明の発行可否について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積促進計画（案）に対する意見について
- 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可の取消について
- 議案第 9号 非農地の決定について
- 議案第 10号 つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について
- 議案第 11号 つくば市ソーラーシェアリングガイドラインの改正について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

【午後1時30分 開会】

事務局（下田課長）

本日は、お忙しい中、令和6年13回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、鳴海事務局長が市議会定例会に出席しておりますので、私が代わりまして進行を務めさせていただきます。

総会に先立ちまして、飯野会長より御礼の御挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、少々お時間を頂きたいと思っております。

会 長（飯野 和男）

この度の母親の葬儀に関しましては、互助会の皆様、御参列いただきました委員の皆様、誠にありがとうございました。甚だ簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

事務局（下田課長）

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶いただきたく思います。

会長、よろしくお願いいいたします。

会 長（飯野 和男）

令和6年第13回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

最近では、寒い日が続いておりますが、体調管理には十分に気を付けて行動をしていただければと思います。

本日は御苦労様です。

事務局（下田課長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第13回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の方にお願ひがあります。

つくば市農業委員会会議規則第26条に基づき、会議の妨げとなる行為、発言等を禁止いたします。

また、つくば市議会傍聴規則第9条に準じて、写真撮影や録音をすることを禁止いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席10番の両貝洋子委員より欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

本日の出席委員数は22名で、定足数に達していることから、令和6年第13回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず日程第1、議事録署名委員の選任を行います。

つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席14番石島 繁委員、議席15番加園秀信委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局の荻谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号12番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号16番と関連する一体の申請であることから、議案第1号の審議から提出番号12番を除いて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番から3番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、水稻・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号4番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から4番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番については、水稻・麦を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号7番については、芝・果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号8番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号9番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号10番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号11番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号5番から11番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荻崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る12月11日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号13番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委

員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号15番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号16番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号14番から16番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いいたします。

岡田 実委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号17番については、申請者は水稻・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号18番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号19番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号20番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号17番から20番につきましては、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る12月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番、22番については、同一申請者のため一括して説明いたします。

申請者は、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号23番、24番については、同一申請者のため一括して説明いたします。

申請者は、果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号21番から24番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

対崎委員、お願いします。

対崎徳男委員

豊里地区の対崎です。

議案書2ページ、提出番号9番の申請について、お伺いします。こちらの方、県外にお住まいの方とありますが、通って耕作されるのでしょうか。

議長（飯野 和男）

事務局から説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

当該申請における営農については、基本的に通いということになっておりますが、農業を行っているグループの中に申請人が所属しており、そのグループの方が真瀬地内に農業用倉庫、かつ、その中で宿泊可能なスペースを確保している状況のもとで申請されたものとなっております。

また、事務局でも、農業用倉庫を現地にて確認し、農機具等が保管されていることを確認しております。

以上でございます。

対崎徳男委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほかに何かございますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から11番、13番から24番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から11番、13番から24番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から11番、13番から24番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

今般、申請地に隣接する市街化区域で小売業を営む法人が既存の従業員駐車場を返却することとなり、業務に支障を来すため、駐車場として貸してもらいたいとの申し出を受け

たことから、貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をトラロープで囲い、全面を砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、63台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号2番については、農用地区域内農地です。

申請者は、県内で野菜の栽培、出荷を行っている農家ですが、効率的な営農を展開すべく、市内に新たな拠点を設置し、農作業所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とし、農作業所1棟を建築する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号1番、2番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市外に拠点を置き、つくば市内でも野菜の生産を行う農家です。今般、つくば市内での事業拡大を図るべく、農業用作業所兼倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、屋外部分をアスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、農機具・運搬用パレット置場、駐車場、積み下ろしスペースを設け、作業所1棟、プレハブ倉庫1棟を利用する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号3番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共がないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号21番と関連する一体の申請であることから、議案第3号の審議から提出番号1番を除いて、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番については、議案第4号の審議と併せて議題といたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第4号、議案第1号の提出番号12番及び議案第3号の提出番号1番について朗読す

る。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

最初に豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農用地区域内からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内及び県内で外国人技能実習生を雇用の上、農業を営んでいる個人です。現在、住所を置く県内から市内にある農地まで、外国人技能実習生共々往復し農地を耕作しておりますが、作業の効率化の観点や充実した実習生活を送るための住環境の整備を目的として申請地を取得し、技能実習生のための研修所兼寄宿舍用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、宿舍1棟を建築する計画です。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番については、申請地の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。電力の固定価格買取制度を用いた太陽光発電事業用地として申請されたものですが、申請地については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の確認が取れないことから、当該申請を促すべく継続審議といたしました。

提出番号3番、4番については、同一申請者のため一括して説明いたします。

申請地は、農用地区域内からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内及び県内で農業を営む個人事業者です。今般、農業における拠点をつくば市内に移転し、さらなる事業拡張を計画していることから、家族と独立し、夫婦で新たな拠点となる居宅を建築すべく、申請地を受贈及び譲り受け、農家住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、農家住宅と倉庫1棟を建築する計画です。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の誕生に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議

は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。今般、住環境がよく需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅1棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番については継続審議。提出番号1番、3番から8番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、つくば市の公共工事を受注し、近隣に資材置場及び工事用通路が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場兼工事用通路用地として申請されたもので、許可日から令和7年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、一部を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、コンクリート2次製品、バックホウ1台を置き、仮設事務所を1棟設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農用地区域内農地です。

申請者は、関東で高速道路の工事・整備事業を営む法人です。圏央道の四車線化事業に伴い、申請地を借り受け、工事用地として令和4年2月16日から3年間の一時転用の許可を得て事業を行っていましたが、一時転用期間内に事業が完了する見込みがないと判断したことから、改めて申請されたものです。

しかし、貸人の1人についての相続に関する書類が不足していることから、追加での書類提出を促すべく継続審議といたしました。

提出番号11番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で自動車整備業を営む法人の役員です。既存の車両置場が手狭になってきたことから、申請地を取得し、自身が役員を務める法人への貸車両置場用地として申請するものですが、許可を得ずに使用してしまっていることから、始末書が添付

されております。

許可後の利用方法は、既存のまま利用する計画で、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車13台分のスペースを確保しております。

提出番号12番については、農用地区域内農地ですが、除外が見込まれており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で運送業を営む法人です。既存2か所の車両置場のうち1か所を返却することとなり、運送用大型車両を置くスペースが手狭になることが見込まれることから、申請地を取得し、既存の車両置場を拡張するため申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、大型車両20台分のスペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、社宅住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、家族が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。月極駐車場経営による経営の安定を図るべく、申請地を取得し、貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、透水性アスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車36台分のスペースを確保する計画で、具体的需要が客観的に見込まれる資料も添付されています。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号10番については継続審議。

提出番号9番、11番から15番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地の許可基準に該当いたしますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る12月11日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第1号の提出番号12番と議案第4号の提出番号16番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号12番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第4号の提出番号16番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年間です。

下部農地については、引き続きサカキを栽培する計画となっており、既に445Wパネル2,364枚を申請地に対してそれぞれ設置済みです。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、営農のための管理用通路を除いた発電施設の属する筆全体にもサカキを作付けする計画である図面も添付されています。撤去費用については自己資金で賄う予定です。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものですが、土地所有者が既に駐車場として利用していることから、その顛末を説明する書類が添付されています。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、つくば市の公共工事を受注し、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請されたものです。令和7年4月30日までの一時転用ですが、前回の一時転用許可期間が終了する前に期間の延長を行わなかったことから、その顛末を説明する書類が添付されています。

許可後の利用方法は、現状と変わりなく周囲をネットで囲い、一部を鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、工事用発生土、バックホウ1台、砂、碎石等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、近隣で住宅の需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地5区画分と開発用道路、ごみ捨場を整備する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、隣接地に営業所を置き、輸入トレーラー販売業等を営む法人です。今般、事業売上の増加に伴い、既存の駐車スペースだけでは手狭で業務に支障を来していることから、申請地を取得し、車両置場用地として新たに申請するものですが、土地所有者が申請地の一部に碎石を敷いていることから、その顛末を説明する書類が添付されています。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、電動車椅子5台、トレーラー5台、配送車1台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

議案第3号の提出番号1番と議案第4号の提出番号21番については、自己用住宅に関連する一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第3号、提出番号1番については、令和4年1月14日付け、つくば農委指令第3号

をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第4号の提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号12番は、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま

す。議案第3号の提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われま

す。また、議案第4号の提出番号16番から23番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号24番から29番については、同一申請者のため一括して御説明いたします。

農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、申請地の近隣で公共工事を受注したことから、申請地を借り受け、工事のための仮設通路及び資材置場用地として利用するため申請されたものです。許可日から令和7年5月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で工事用通路を設け、仮設事務所1棟、排水フリューム、ボックスカルバート、集水ます等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号30番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号24番から30番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いいたします。

岡田 実委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号31番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で自動車販売整備を行っている法人です。現在使用している敷地内では、慢性的に修理車両等を置くスペースが不足しており業務に支障を来していることから、申請地を取得し、車両置場用地として申請するものですが、申請地を無断で使用してしまっていたことから、始末書つきでの申請となっております。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷とし、雨水を敷地内浸透処理した上で、車両15台を置く計画で、資金については自己資金で賄います。

提出番号32番、33番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

農地区分は第1種農地と判断いたしました。

申請者は、会社員の傍ら個人事業者としてオートキャンプ場を開設すべく申請されたものですが、貸人の1人についての相続に関する書類が不足していることから、追加での書類提出を促すべく継続審議といたしました。

提出番号34番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在アパート住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号32番、33番については継続審議。

提出番号31番、34番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る12月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号35番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖父から受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号36番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の近隣で小規模保育事業を営む法人です。今般、サービス向上を図るべく、職員の増員をすることとなり、既存の駐車場だけではスペースが不足し、業務に支障を来してしまうことから、申請地を借り受け、駐車場を拡張するため申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、既存駐車スペースと合わせて普通自動車8台分を確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号37番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号38番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号39番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。所有するマンションの駐車場が不足していることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものですが、譲渡人が許可を得る前から駐車場として利用してしまっていたことから、譲渡人からの始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車14台分を確保する計画で、資金については金融機関からの融資で賄う予定です。

提出番号40番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号41番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で音楽教室を営んでおりますが、音楽教室の来客用駐車場や主催する音楽イベントスペースが不足していることから、申請地を取得し、駐車場兼イベント会場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、イベントスペースを芝生、駐車スペースを砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車16台分とイベント会場を確保する計画です。資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号42番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で大手自動車メーカーの販売ディーラーとして自動車の販売整備業を営む法人です。今般、事業拡大に伴い、展示している中古車置場を拡張すべく、申請地を借り受け、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車56台分を確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号43番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、住宅用地として需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地4区画分を整備する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号44番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、住宅用地として需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地4区画分と開発用道路を整備する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号35番から44番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地と第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号12番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の説明及び報告が終わりました。

議案第4号の提出番号2番、10番、32番、33番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第4号の提出番号2番、10番、32番、33番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第4号の提出番号2番、10番、32番、33番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号の提出番号2番、10番、32番、33番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定に

よる権利の設定・移転の許可についての提出番号2番、10番、32番、33番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号12番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の提出番号1番、3番から9番、11番から31番、34番から44番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

白石委員、お願いします。

白石 悟委員

筑波地区の白石です。

議案書9ページ、提出番号1番の申請についてお伺いいたします。外国人の研修生の人数と、周辺の例えば住宅などがあるのかどうかを教えていただきたいと思います。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局よりお答えいたします。

外国人研修生の人数については、合計で8名でございます。内訳としましては、カンボジア人7名と中国人が1名になります。また、申請地の周辺は既存の住宅が点在している場所となっております。

以上でございます。

白石 悟委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほかに何かございますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号12番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の提出番号1番、11番から31番、34番から44番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号12番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の提出番号1番、3番から9番、11番から31番、34番から44番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定に

よる農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番、3番から9番、11番から31番、34番から44番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

なお、提出番号9番につきましては、転用する農地面積が30aを超える案件となり、提出番号16番については、営農型太陽光発電に係るガイドラインに基づき、転用する筆の属する農地面積が30aを超える案件となりますので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番、2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、20年以上前から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る12月11日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、不耕作により原野状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いいたします。

岡田 実委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、20年以上前から宅地の一部として使用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号6番については、20年以上前から宅地として使用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号7番については、20年以上前から宅地として使用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番から7番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。
白石委員、お願いします。

白石 悟委員

筑波地区の白石です。

議案書25ページ、1番、2番についてお伺いいたします。

当該申請地には農用地区域内農地となっておりますが、非農地にすることは可能なのでしょうか。お願いいたします。

議 長（飯野 和男）

事務局から説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

農地の様相を呈していなかった場合に、非農地証明の発行自体でいえば可能になってくるものと思われれます。

ただ、非農地証明の発行をもって農用地区域から自動的に除外されるということにはなりませんので、除外の手続きは別途必要となります。

以上でございます。

白石 悟委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

そのほか何かありますか。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案書27ページになります。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より、令和6年11月21日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、谷田部地区で10年間の使用貸借権を設定するものです。

以降、提出番号18番までのとおりとなり、谷田部地区4件、荃崎地区1件、大穂地区5件、桜地区8件となります。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第6号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書30ページになります。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より、令和6年11月15日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、谷田部地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号21番までのとおりとなり、豊里地区1件、谷田部地区3件、茎崎地区7件、大穂地区1件、筑波地区9件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第7号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積促進計画（案）に対する意見については、異議なく承認することに決定いたします。

議案第8号 農地法第4条の規定による許可の取消について

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農地法第4条の規定による許可の取消についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第8号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を実施しておりますので、飯島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

去る12月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、願出人は、平成30年4月13日付けで、太陽光発電設備用地として農地法第4条の許可を受けましたが、事業遂行に当たり、必要となる引込み電柱の設置見通しが立たないことから、許可の取消しを願ひ出るものです。

現地を確認したところ、畑として利用されており、許可時の状況と変わらないことから、許可を取り消しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第8号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号について、許可を取り消すことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第8号 農地法第4条の規定による許可の取消については、許可を取り消すことに決定いたします。

議案第9号 非農地の決定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案書52ページから57ページです。

非農地の決定について、御説明いたします。

こちらは農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地として分類した土地の所有者の方に、登記地目変更承諾書を事務局から発送いたしました。承諾を頂きました土地54筆、計28,363㎡を農地法第2条第1項の農地に該当しないと決定することから、総会に議案として上程するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第9号 非農地の決定については、原案のとおり農地に該当しないことを決定いたします。

議案第10号 つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第10号 つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、大野委員長より報告をお願いいたします。

大野博司委員

農業政策専門委員会より、議案第10号 つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について御説明いたします。

この指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ、検証及び見直しを行うことと定められております。

このようなことから、農業政策専門委員会を開催し、農地等の利用の最適化の推進に関

する指針の原案を決定いたしました。

内容につきましては、議案書に記載のとおりとなっておりますので、御確認をお願いいたします。詳しくは、この後事務局より説明があります。

なお、総会で可決決定された上は、茨城県農業会議に報告し、併せて市のホームページに掲載し公表する予定です。

以上で農業政策委員会の報告を終わります。

事務局（苅谷係長）

議案第10号の大野委員からの後、引き継ぎさせていただきます。

つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、御説明いたします。

議案書は58ページから60ページになります。

この指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき制定されたものであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ、3年ごとに改定することと定められております。

今回の指針の改定箇所は、第2、1の(1)遊休農地の解消目標。2の(1)担い手への農地利用の集積目標。その下の参考で担い手の育成・確保。右側になりまして、3の(1)新規参入の促進目標です。

まず、概要となりますが、第1、基本的な考え方についてです。ここでは、つくば市の農業の特色について述べると共に、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して活動し、農地利用の最適化の具体的な目標と推進方法、評価方法について定めることとしております。

また、内容の検証、見直しを委員の改選期である3年ごととし、単年度の具体的な活動については、単年度目標である最適化活動の目標の設定等のとおりとしております。

次に、第2、具体的な目標・推進方法及び評価方法についてです。ここでは、農地利用の最適化を推進するための具体的な目標等について記載しております。

改定箇所として、1の(1)は、遊休農地の解消目標です。上段に、現状といたしまして令和6年4月時点の管内の農地面積、遊休農地面積、遊休農地の割合を記載しております。中段には3年後の目標、下段にはさらに3年後の令和12年3月の目標を記載しております。

3年後の遊休農地面積の目標210haは、現状の299haから単年度目標値である53haと昨年度の解消実績値である18haを2か年で解消した場合の数値を目標として定めております。その3年後の令和12年は、解消実績値である18haを3か年で解消したときの合計数値156haを目標として掲げております。

1の(2)、(3)では、遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法と評価方法について記載しております。

次に、2の(1)は、担い手への農地利用集積目標です。ここでは、茨城県が策定・公表しております茨城県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の中で、令和12年の目標集積率を66%に設定していることを踏まえ、つくば市農業委員会における令和12年の目標集積率も同様に66%としております。その下には、参考といたしまして令和6年4月時点

の担い手の経営体数を記載しております。

2の(2)、(3)では、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法と評価方法について記載しております。

次に、3の(1)は、新規参入の促進目標です。ここでは、現在第3次農業基本計画を策定中である農業政策課と協議の上、年間5経営体ずつ増加する目標を掲げております。つまり、令和9年の目標は15経営体、令和12年の目標は30経営体を目標としております。

3の(2)、(3)では、新規参入の推進に向けた具体的な推進方法と評価方法について記載しております。

最後に概要となりますが、第3、「地域計画」の目標を達成するための役割についてです。ここでは、つくば市が作成する地域計画に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくために、つくば市農業委員会が担うべき役割について記載しております。

指針の概要及び改定箇所についての説明は以上です。

議長（飯野 和男）

ただいま大野委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第10号 つくば市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定については、原案のとおり決定いたします。

なお、決定いただきましたこちらの指針につきましては、今後つくば市のホームページ上に掲載する予定でございます。

議案第11号 つくば市ソーラーシェアリングガイドラインの改正について

議長（飯野 和男）

次に、議案第11号 つくば市ソーラーシェアリングガイドラインの改正についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（飯泉課長補佐）

議案第11号、「つくば市ソーラーシェアリングガイドラインの改正」について御説明いたします。

まず、1番の「はじめに」ということで、これまでのガイドライン改正に至る経緯についてでございますが、こちらに関しましては、平成25年3月31日の国の通達に基づきまして、事業者からの申請対応を行ってまいりましたが、通達に示されていなかった「遊休農地」における相談が多かったことから、平成30年3月14日に市の農業委員会独自のガイドラインが制定されたところでございます。

その後、平成30年10月、平成31年4月に2回の改正を行っております。

ただし、これまで国からの通達により行われてきました取扱いにつきましては、令和2年11月の当委員会からの要望に端を発し、令和6年度当初に国の方で法制化がなされているところでございます。また、法制化と合わせて、ガイドラインも新たに施行されております。

本年4月の法制化以降、農業委員会独自の市のガイドラインと突き合わせをしたところ、内容にそぐわない部分があることを確認できました。

具体的な例を挙げますと、直近の市のガイドラインでは、荒廃農地に営農型太陽光発電施設を設置する場合には、営農を再開し1作以上の耕作を行い、その作物が地域の平均収量を確保できた時、あるいは土壌診断の結果などにより耕作できる確実性が担保された時において本申請をすることができる。とされているところや、県南地域での農作物栽培において栽培事例が無い場合においては、今後申請を予定する耕作地で1年間の実証栽培を行い、原産地での資料を添付して、当該資料と同等の生育状況を確保できた時において営農型発電設備の申請ができるとの記載がございました。

このように、現行の国のガイドラインとそぐわない点がいくつかございましたので、現在、ホームページから取り下げているところでございます。

以上を踏まえ、今年度当初に、新たな国によるガイドラインが示されたものですから、直近のガイドラインのあり方や内容等を検討し、再考したところでございます。

また、9月に行われた市議会定例会においても、市の独自のガイドラインに関する一般質問もあり、法制化の内容に沿ったガイドラインにして欲しいというような見解も示されたところです。

それでは、次の2番、「目的」ということで、今般の改正ガイドラインの目的、内容についてでございますが、改正ガイドラインにおきましては、市内に営農型太陽光発電施設を計画・実施する発電事業者のみならず、営農者や当該事業関係者等に向けて事業の実施に際し、手続きや留意点等を示すもので、その取組を求めるものでございます。

改正ガイドラインの位置づけとしましては、国によるガイドラインの構成内容を大きく逸脱することはできませんので、国のガイドラインを補足するものというような位置づけとなっております。

続いて、3番の「許可申請書の添付資料」でございますが、3点挙げさせていただいております。

先ず、(1)の「下部の農地面積」については、国のガイドラインの様式第1号の中に「農地面積」の説明書きに記載はなされているのですが、明確となっておらず、分かり

にくい部分もございましたので、こちらに明示したものでございます。

農地面積は、営農型太陽光発電設備の属する区画全体の面積が対象となり、また、営農のための管理用通路や畦畔、雨水処理のための排水路等、耕作に必要な施設については、除くことができるとの一部除外項目を設けてございます。

こちらは、国の作成しているQAにもその旨が示されてございます。

申請される事業者に対しましても、改正ガイドラインの趣旨を十分に理解いただき、取組を求める、そのように考えております。

次の、(2)の「知見を有する者」については、国の方からの指導の中で発電事業者や営農者ではない、第三者であるべきという見解を受けたことから、こちらに明示したものでございます。

続いて、(3)の「当市において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する作物を栽培する場合」の取扱いについては、国のガイドラインに沿った申請方法を示しておりますが、当市での栽培実績の無い場合のケースに用いる、他地域での実績データについては、申請地に近い環境条件下にある地域を選定し、客観的かつ科学的データ等を添付することとの項目を新たに加えたものでございます。

続きまして、4番の「許可申請に係る留意事項」でございますが、こちらも3点挙げさせていただきます。

先ず、(1)の「10,000㎡以上の許可申請をする場合」についてでございますが、こちらは、直近の市のガイドラインに記載しているものを踏襲してございます。

10,000㎡を超える、大規模ソーラーシェアリングの申請については、申請書類等に不備が生じないよう、農業委員会と時間的な余裕をもって十分な事前協議を行うことというように記載してございます。

続いて、(2)においてでございますが、営農型太陽光発電のみならず、野立ての太陽光発電に関しましては、全国的に近隣住民とのトラブルというものが問題となっております。

市としましても、都市計画課の所管となりますが、本年4月1日付けで、「つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」が施行されまして、その規定ですと、申請地の太陽光発電施設の近隣に住宅や集落等がある場合、具体的には申請地から半径100m以内に住宅等がある場合においては、近隣住民に事前の周知や説明を行って十分な合意を得ることというこの規定がございまして、今般、当該項目を新たに盛り込んでございます。

続きまして、(3)において、さらにその近隣住民とのトラブルに関しましては、景観の問題や住環境の問題となるわけでございますが、ただし、隣接農地において、地権者等に十分に説明を行ったが、営農条件に支障を生ずる恐れがあるという場合に関しては、申請される事業者自らが、地権者や農業委員会等を交えた協議の場を設け、合意が得られるように努めることという文言を合わせて盛り込んでございます。

続いて、5番の「一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告」でございまして、こちらも3点挙げさせていただきます。

こちらは、毎年2月に発電事業者から提出していただく報告書の内容について明示したものでございます。

先ず、(1)についてでございますが、圃場内における、栽培管理及び肥培管理状況をより詳しく把握する必要があることから、これまでの報告内容に加え、作業方法を記した書面の提出を求めるものでございます。

続いて、(2)の「10,000㎡以上の大規模ソーラーシェアリング」の申請案件については、圃場内での収穫量も多く、売上高も高額となることから、より詳しく報告書の中身を精査する必要があることから、収支報告書に記載する売上高の根拠を示す資料の提出を求めるものでございます。

続く、(3)につきましては、先ほどご説明しました、ページ左側の下段3番の「許可申請書の添付資料」(2)と同様の理由となりますので、説明を割愛させていただきます。

続いて、6番の「一時転用許可後の事業計画変更」についてでございます。こちらは、一時転用許可後において、次の再許可更新に向けて、営農者及び下部の農地における栽培作物変更をする場合あるいはそれ以外においても、当初許可から変更がある場合に関しましては、事業計画変更を申請する、あるいは速やかに農業委員会と協議を行うことを求める旨を記載しているものでございます。

最後に、7番の「一時転用許可の期間満了後における再許可」についてでございます。こちらは、一時転用許可の期間満了後と再許可の間に無許可となる、空白期間が生じないようにするという内容を記載してございます。

以上が、今回、市・独自の改正ガイドラインの見直し内容となっております。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

大野委員、お願いします。

大野博司委員

簡単ですが、今までのソーラーシェアリング、また、営農型、この太陽光のガイドラインと今現在、普通の太陽光のガイドラインは新しくなったのですか。簡単をお願いします。普通の太陽光です。ガイドライン新しくなったということは、ソーラーシェアリングのガイドラインでしょう。普通の太陽光です。

事務局（飯泉課長補佐）

お答えいたします。

今、説明申し上げたのは、営農型の太陽光発電、パネルの下で作物を育てる場合です。

直接設置する通常の太陽光発電につきましては、茨城県の手引きに従い事務処理を行っております。

以上でございます。

大野博司委員

わかりました。

議長（飯野 和男）

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第11号 つくば市ソーラーシェアリングガイドラインの改正については、原案のとおり決定いたします。

なお、決定いただきましたこちらのガイドラインにつきましては、今後、つくば市のホームページ上に掲載する予定でございます。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第5号についてですが、内容は、議案書63ページから87ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第5号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、報告第1号から報告第5号について終了いたします。
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他

議長（飯野 和男）

その他報告ですが、毎年1月に発行している「農委だよりつくば」について、情報提供専門委員会の青木委員長より報告をお願いいたします。

青木道子委員

情報提供専門委員会より報告いたします。

本日、総会前に専門委員会を開催し、農委だよりつくば第62号の記事内容について協議いたしました。

皆様の机上にお配りさせていただきましたので、御覧ください。

今回は、農地等最適化利用推進施策の意見書提出に関する記事のほか、農業者年金の加入推進、農業者を支援する補助制度に関する記事などを掲載する予定です。

このほか、市内の地産地消に取り組むレストランのインタビュー記事を掲載しております。今後もインタビュー記事の連載を予定しておりますので、取材先にお心当たりのある方は、情報提供をお願いいたします。

記事内容はすでに最終校正の段階に入っておりますが、修正点等ございましたら事務局まで御連絡ください。

以上で報告を終わります。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

専門委員会からの報告も終わりましたので、これもちまして、令和6年第13回総会を閉会いたします。

【午後3時05分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員